英検 S-Interview 受験規約

1 総則

実用英語技能検定（以下「英検」）は、公益財団法人 日本英語検定協会（以下「協会」）が実施する実用英語能力の判定を目的とした文部科学省後援の資格試験です。

英検 S-Interview は、CBT では対応できない、吃音者を含む、点字、テロップ、筆談等の合理的配慮が必要な障がいがある受験者を対象とした試験で、合格すると紙媒体で受験する英検と同じ資格が得られる試験です。

以下に規定する受験規約（以下「本規約」）では、英検の申込者および受験者の権利と義務が規定されています。

英検 S-Interview の申込者および受験者は、本規約の内容を理解し、同意して申し込みをしているので、本規約を遵守する義務があります。

2 定義

本規約における申込とは、英検 S-Interview を本規約に基づき、受験者個人が申し込むことをいいます。

申込時

3 受験資格・条件

3.1 英検 S-Interview は、CBT では対応できない、吃音者を含む、点字、テロップ、筆談等の合理的配慮が必要な障がいがある受験者が受験対象です。

3.2 過去に受験した級に関係なく、どの級でも受験できます。英検 S-Interview と日本国内の英検準会場（ただし、英検 S-Interview と同一日程を除く）にそれぞれ一度ずつ申込をする場合に限り、同一回に同じ級を重複して受験することができます。

同一回に同じ級を英検 S-Interview で重複して受験することはできず（一次試験免除申請がされている場合を含みます）、受験した場合は、両方とも失格になります。

3.3 11 歳未満の年少者が受験する場合は、保護者が本規約および英検ウェブサイト(https://www.eiken.or.jp/eiken/)で受験上の案内や注意事項を確認の上、受験が可能かどうかを判断して申し込みを行ってください。

3.4 協会は、申込者が次に掲げる事由に該当する場合には、申込者による英検 S-Interview の申し込みを承諾しないことがあります。

(1) 申込者が英検 S-Interview の申込内容に虚偽の内容を記載したとき。
(2) 申込者が英検 S-Interview の受験上の配慮申請を行わないとき。
(3) 申込者との協議の結果、英検 S-Interview が対応できる場合を超える障がいの内容であると協会が判断したとき。
(4) 申込者が検定料の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると協会が判断したとき。
(5) 申込者が、英検 S-Interview を利用して第三者の権利を侵害し、または違法行為をなすおそれがあると協会が判断したとき。
(6) 申し込みが本規約総則に定める試験目的から逸脱していると協会が判断したとき。

4 申し込み等について

4.1 試験概要の確認

実施級、各級の検定料、試験時間等の試験の概要および受験上の案内や注意事項、英検ウェブサイトに記載されている「ライティングテストの採点に関する観点および注意点」等を確認の上、各申込方法の手順に従い申し込みを行ってください。英検 S-Interview の申し込みは、申込者が英検ウェブサイトの申込フォームに必要事項を記入し、送信ボタンを押して協会に提出することにより行うものとします。

4.2 申し込みについて

申込者は、検定料支払いの後に、必ず「受験上の配慮申請」を行う必要があります。

4.3 申し込みのキャンセル

英検 S-Interview の検定料について、所定の期日までにお支払いが確認されなかった場合は、申込は無効となります。申込については、別途協会が定めた場合を除いてキャンセルを受付けません。

キャンセルを受付けた場合には、協会が指定する方法にて検定料から別途協会の定める事務手数料を除いた金額を返金します。上記に定める場合を除いて、一度申込手続きを完了した方の検定料は理由のいかんを問わず返金できません。また、級の変更による充当、次回以降への充当も認めません。ただし、協会の故意

または重大な過失に基づく場合はこの限りではありません。お申し込みの際には、申込級等に間違いがないか必ずご自身で確認したうえで、お手続きをお願いいたします。「英検」「英検 S-CBT」の申込登録をすべきところ、誤って「英検 S-Interview」の申し込みをした場合も返金は認められません。

4.4 一次試験免除申請について

(1)一次試験免除（以下「一免」）とは、協会が実施する従来型の英検または合格すると英検と同じ資格が得られる試験である旨が受験規約に規定される試験であって一次試験免除申請利用可能な試験(英検 S-CBT、英検 S-Interview 等を含むが、これらに限らない)（以下「一免利用可能試験」）において一次試験（リスニング・リーディング及びライティングテストを含むものとし、以下本項において同じ）に合格し、二次試験（スピーキングテストを含むものとし、以下本項において同じ）に合格しなかった方が利用できる制度です。

(2)一免を希望する場合、一免利用可能試験であって一次試験に合格し、二次試験に合格しなかった試験（以下「一免申請の資格を取得した試験」）のウェブサイトでの合否発表日以降から、翌年の同一検定回までに行われる一免利用可能試験の申込時に、一次試験の受験免除を申請してください。なお、英検ウェブサイトでの合否発表日時点で申込期間中であれば、一免申請の資格を取得した試験と同一検定回の試験も一免により受験可能です。

(3)一免申請をした場合、一次試験は免除となり、二次試験のみの受験となります。誤って一次試験を受験した場合（試験の途中で放棄した場合を含む）、当該試験の受験申込において一免申請は行われなかったものとみなします。なお、一免により受験する場合でも、検定料は一次試験から受験する場合と同額になります。

(4)一免にて英検 S-Interview の受験を希望する場合、申込期間中に申込手続き・検定料の支払いを行ったうえ、英検 S-Interview ウェブサイトに記載のお問い合わせ先までご連絡を頂く必要があります。また、一免申請には、一免申請の資格を取得した試験の名称、年度、受験回次、個人番号等の必要な事項（以下「申請事項」）を正しくお伝えいただく必要があります。申請事項を正しくお伝えいただけなかったことにより、受験申込を完了できなかった場合または一免申請ができなかった場合について、協会は一切責任を負いかねます。

(5)英検 S-Interview を一免申請のうえ受験する場合、スピーキングテスト（以下「S 試験」）のみ受験することになります。誤ってリーディング・リスニング・ライティングテスト（以下「RLW 試験」）を受験した場合（試験の途中で放棄した場合を含む）、当該試験の受験申込において一免申請は行われなかったものとみなします。

(6)一度行った一免申請は取り消すことができません。また、英検 S-Interview の受験資格がない方は英検 S-Interview の一免申請はできません。

5 試験日時・試験会場について

5.1 RLW 試験および S 試験の試験日・試験会場については、受験票において協会が指定する会場・時間にて受験してください。

5.2 協会が指定する S 試験の日程と異なる受験日に受験した場合には、失格となります。

6 受験票について

6.1 RLW 試験および S 試験日を受験する際は、英検ウェブサイトに記載されている必着日までに申込者宛に受験票をお送りします。RLW 試験を欠席した場合、S 試験の受験票はお送りいたしません。

6.2 必ず試験日までに受験票に記載の志願者情報、注意事項を受験者本人が確認してください。

6.3 受験票の未着等に関するお問い合わせは試験日の前日までとし、試験日以降は一切応じられません。

6.4 受験票で指定された会場・試験日時の変更希望には応じられません。

受験時

7 受験時の注意事項および禁止事項

7.1 注意事項の遵守

試験当日は受験票、問題冊子表紙、解答用紙、受験上の注意、受験者心得および会場に掲示された注意事項・禁止事項を確認し、遵守してください。

7.2 RLW 試験欠席時の S 試験の受験資格

RLW 試験を欠席した場合、S 試験を受験することはできません。

7.3 第三者による受験の禁止等

試験当日に英検 S-Interview を受験することができる権利は申込者本人のみであり、第三者による代理受験および受験権利の譲渡は禁止されています。試験当日に本人確認ができないとき、または申し込みの事実が確認できないときは、英検 S-Interview の受験をお断りする場合があります。

7.4 所持品の管理

試験会場内での貴重品、現金、手荷物、携帯品の管理は受験者自らが行い、協会は盗難、紛失その他について一切責任を負いかねます。

7.5 付添者

(1)付添者は試験監督者の指示に従ってください。受験中はいかなる場合においても付添者が受験者に付き添うことはできません。

(2) 受験後に付添者と待ち合わせを行う場合には、付添者の責任のもと試験終了後に待ち合わせ場所にて合流できるようにしてください。待ち合わせ場所で合流できなかった場合、協会は一切の責任を負いかねます。 当協会は、試験開始前までに受験者と付添者が十分にお打ち合わせの上、待ち合わせの場所や時刻について確認いただくことを推奨します。

7.6 受験級の誤りへの対応

協会に故意または重大な過失があった場合を除き、お申し込みいただいた級と異なる級を受験した場合は失格となります。この場合、結果の採点はされず、再試験や検定料の返金もいたしません。

8 受験時の持参物

8.1 必須持参物

・受験を証明する書類：受験票・本人確認票　※1 級～3 級は顔写真を貼付。

・身分証明書：学生証・生徒手帳・運転免許証・パスポート・健康保険証・社員証など本人を証明する公的な証明書（有効期限内のもの）　※名刺・会員カード類・定期券は不可。

・筆記用具：HB の黒鉛筆・シャープペンシル・消しゴム

・腕時計（音が出ないものに限る。また、スマートウォッチ、および、携帯電話・スマートフォン・タブレット端末等の時計としての使用は禁止。）

・上履き：受験票に上履き持参と記載されている会場は、受験者自身で上履き・靴袋等を用意　※筆記用具・上履きを忘れた場合、協会は貸与いたしません。

8.2 使用禁止となるもの

以下に掲げるもの、その他試験の受験上不要と協会が判断したものについては使用禁止とします。また、モバイル端末 やウェアラブル端末を試験会場に持ち込む場合には、電源を切って協会が指定する方法で収納しなければなりません。なお、受験者が電源を切れない場合は付添者に預けてください。付添者がいない場合には試験監督者に申し出てください。健康上の理由等やむを得ない理由により使用を希望する場合には、試験監督者へ申し出を行い、使用許可を得た上で使用しなければなりません。

・モバイル端末 / ウェアラブル端末（携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ・スマートグラス等）

・撮影・録画・録音が可能な電子機器

・ストップウォッチ

・その他音の出る機器

・参考書・辞書

・飲食物

[RLW 試験における携帯電話・スマートフォン収納方法] 試験監督者の指示に従い、電源を切った上でカバン等に収納してください。

[S 試験における携帯電話・スマートフォン収納方法] 試験監督者の指示に従い、電源を切った上で会場で配布する収納ケースに入れ、首から提げてください。首から提げることが難しい場合には、別途試験監督者の指示に従ってください。

9 問題漏えいの禁止

試験問題の複製（コピー）および試験問題の一部または全部を協会の許可なく他に伝え、漏えい（インターネット等への掲載を含む）することは、法令により許される場合を除き一切禁じます。

10 撮影等その他試験情報の漏えいの禁止

試験会場内での録音・撮影行為、また試験に関して知り得た情報全般を他者に開示し公開することを一切禁じます。

11 遅刻時の対応

[RLW 試験]筆記試験開始後 30 分までは試験教室への入室を認めますが、それ以降の遅刻については受験できません。また、遅刻の場合、試験時間の延長等の措置は行いません。
[S 試験] 集合時間の 30 分後までは認めますが、それ以降遅刻をした場合、受験できません。

12 試験環境の確認
12.1 当試験のリスニングテストは受験者一人一人に IC プレーヤー等を配布して行う個別音源方式ではなく、試験教室ごとに CD プレーヤー等を用いて行う全体放送方式で実施します。なお、リスニング放送の音量・音質については試験開始前に音量確認用英文を放送し確認を行います。調整の申し出は試験前に行ってください。確認時以降の申し出については一切応じられません。なお、受験上の配慮により CD プレーヤー等を用いない代替手段にて行う場合があります。この場合、試験監督者の指示に従ってください。
12.2 試験教室の温度については全ての受験者のご要望に沿えないことがありますので、体温管理・調節のできる服装でお越しください。
12.3 試験中は他の受験者、教室外の音、空調設備等の音が存在するため無音状態にはなりません。
12.4 リスニングテスト中に試験監督者が当テストに明らかに支障があると判断した場合には、該当部分の再放送を行うことがあります。再放送を行った結果、当テストが支障なく終了した場合には、リスニングテストは正規に実施されたものとします。なお、試験監督者が放送の聞き取りに影響がないと判断した場合には、再放送は行いません。なお、受験上の配慮により CD プレーヤー等を用いない代替手段にて行う場合があり、この場合、再放送を行うときは、本項に準じるものとします。
12.5 S 試験を行う面接委員の国籍は様々であり、受験者が面接委員を指名することはできません。

13 試験監督者への質問
試験問題の内容についての質問にはお答えできません。

14 RLW 試験中の途中退室および再入室について
試験中の途中退室は原則禁止ですが、やむを得ない場合、筆記試験中は一時退室・再入室が可能です。リスニングテストの準備時間およびリスニングテスト開始後に途中退室した場合、再入室して試験を続行することができません。万が一退室を希望する場合は試験監督者の指示に従ってください。

15 問題冊子・解答用紙の持ち出しについて
[RLW 試験] 解答用紙はいかなる理由においても試験教室から持ち出すことを禁止します。RLW 試験問題冊子は、試験後持ち帰ることができます。
[S 試験] 問題カードはいかなる理由においても面接室から持ち出すことを禁止します。

16 試験中の記録について
16.1 厳正公平な試験実施、評価・採点業務、不正行為等への対応、調査研究のため、試験会場において試験状況、受験者の状況を記録（録画・録音）することがあります。なお、記録された情報（以下「記録情報」）のうち個人情報に該当する情報については、第28条に定める利用目的等に従って利用します。
16.2 前項の記録情報について、問題内容や採点結果に関連する照会は一切受け付けません。

17 迷惑行為・不正行為
以下の行為に該当する場合またはこれらに類似する行為、その他本規約に違反する行為が認められる場合は、注意喚起を行った上で、注意があったにも関わらず改善が見られなかった場合に退場・失格とすること、または注意喚起を経ることなく即時退場・失格とすることがあります。退場・失格となった場合、当該回のみならず、それ以降における英検の受験資格を喪失することがあります。本条に定める事由により退場・失格となった場合、検定料の返金はいたしません。なお、公開会場受験の場合には、口頭ではなく書面による注意喚起を行うことがあります。
・受験者および付添者が、試験監督者の指示に従わない
・他の受験者に迷惑をかける行為や試験を妨害した（他の受験者の集中力低下等による迷惑行為を含む）
・試験中に携帯電話・スマートフォン、およびその他電子機器の電源を切らずに使用した

・試験中に携帯電話・スマートフォンの着信音・バイブ音等、およびその他持ち込み機器により音を発生させた
・不正行為をした（カンニング行為、試験問題の漏えい、他人の代わりに受験、試験中に援助を他人に与えたり他人から受けたりすること等）

18 インフルエンザその他感染症について
インフルエンザその他感染症＜学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）第 18 条に定める各種感染症を指す。以下同様＞に罹患している場合、および医師の診断を受けていなくても罹患が疑われる場合は、受験を控えてください。インフルエンザその他感染症に罹患している、または罹患が疑われる場合、試験会場にて受験をお断りすることがあります。協会は、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）、学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第百七十四号）および学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）に準拠し、試験実施を行っています。本条に定める事由により受験を控えた場合又は受験をお断りした場合でも、検定料の返金はいたしません。

受験後

19 成績結果の提供について
19.1 成績表・合否通知送付について
RLWS 試験成績表は、協会所定の期日までに英検ウェブサイトにて定めたサイト上に掲載します。ただし、再試験を実施した場合は、再試験実施後、採点が完了して成績公開準備が整い次第英検ウェブサイトに掲載します。なお、RLW 試験を欠席した場合、一切成績表は掲載いたしません。
成績表・合否通知は英検ウェブサイトに記載されている必着日までに送付いたします。郵便の不着、汚損、破損等が発生した場合、また、個人情報の誤りや変更がある場合には直ちに英検サービスセンターに申告してください。なお、RLW 試験を欠席した場合、一切成績表は送付いたしません。
19.2　大学等への成績結果提供
大学等が英検利用型入試を行い、受験者が当該大学等に出願した場合は、大学等の要請により受験者の成績結果を提供します。なお、受験者が英検の受験に使用した個人情報と大学等への出願の際に使用した個人情報の不一致等により発生した入学試験への影響、結果等について協会は一切の責任を負いません。

20 問題内容・採点結果異議申し立ての禁止
問題内容や採点結果・合否通知については一切異議申し立てを受け付けません。

一般条項

21 禁止事項
21.1 申込者は、英検ウェブサイト、試験会場等で示される禁止事項に従うものとします。
21.2 申込者が前項に該当する禁止事項を行った場合、協会は、英検 S-Interview の受験を承諾しないことがあります。また、受験者が英検 S-Interview の受験後に禁止事項を行ったことが判明した場合には、協会が成績表送付の中止、もしくは試験結果の取り消しを行うことがあります。

22 再委託
22.1 協会は、申込者に対する英検の提供に必要な業務の全部または一部を、協会の指定する第三者（以下「再委託先」）に委託できるものとします。
22.2 前項の場合、協会は、再委託先に対して、協会が負う本規約上の機密保持義務と同等の義務を負わせるとともに、必要かつ適切な監督を行うものとします。
22.3 協会が再委託先に委託をした場合であっても、協会は、従前どおり、協会に課せられている義務を負担するものとします。

23 機密保持
23.1 申込者は、英検 S-Interview の申し込みおよび英検 S-Interview 受験にあたって協会より開示された、または知り得た営業上または技術上の機密情報を機密として保持し、英検 S-Interview の申し込みおよび受験以外に使用せず、第三者に開示・漏えいしてはならないものとします。
23.2 前項の規定は、英検 S-Interview に関するサービスの利用期間が終了した後も有効に存続するものとします。

24 英検 S-Interview 利用についての免責

24.1 協会は、台風や大雪等の天変地異や伝染病の流行等により試験を中止する場合があります。その場合は英検ウェブサイトへの掲載等を通じて受験者へ通知いたします。協会は、申込者が英検を受験したことにより、または受験できなかったこと（次項に定める再試験の場合を含む）により発生した一切の損害について、検定料の返金を含め、いかなる責任も負わないものとします。試験の変更、遅滞、中止等に基づく損害についても同様とします。

24.2 前項の場合または不測の事態が生じ、協会が試験の中止をせざるを得ない場合もしくは適正な採点・評価が行えない事由が発生したと判断せざるを得ない場合には、協会としては、再試験等必要な措置を講じます。ただし、再試験を実施する場合、対象となる受験者は、協会が指定した会場・日時で再試験を受験することをあらかじめご了承ください。なお、再試験を受験しない場合であっても、検定料の返金を求めることはできませんので、この点についてもあらかじめご了承願います。

24.3 試験会場における受験者（その保護者等の付添者を含む）間のトラブル等については、協会は一切責任を負いません。

24.4 試験会場および試験会場への往復経路において受験者が体調の急変またはその恐れが生じた場合であっても、協会は一切の責任を負わないものとします。

24.5 申込者または受験者の個人情報の協会への提供は、受験者の任意ですが、必要な情報が提供されない場合は、試験の受験、採点処理、成績結果の発行、当該個人情報の大学等へ提供すること等ができない場合があります。その際、協会は何らの責任を負いません。

25 損害賠償

申込者は、英検 S-Interview 受験に際し、協会または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

26 責任の制限

本規約に別途定める場合を除き、いかなる場合においても協会が受験者に対して負う責任は、当該受験者が実際に支払った検定料総額を上回るものではありません。ただし、協会の故意または重大な過失による場合はこの限りではありません。

27 本規約の変更

27.1 協会は、次に掲げる場合には、本規約を変更することがあります。

(1) 本規約の変更が、申込者または受験者の一般の利益に適合するとき

(2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

27.2 前項の定めによって本規約の変更をする場合は、次の事項につき、英検ウェブサイト上に表示します。

(1) 効力発生時期

(2) 本規約を変更する旨

(3) 変更後の本規約の内容

27.3 協会が第１項第２号に定める事由によって本規約の変更を行う場合は、効力発生時期が到来するまでに前項各号に定める事項を英検ウェブサイト上に表示します。

28 個人情報の取り扱いについて

28.1 協会の個人情報の取り扱いについては「個人情報保護方針」をご覧ください。

個人情報保護方針

https://www.eiken.or.jp/privacypolicy/

28.2 当試験申込者および受験者の個人情報は、法令に基づく場合を除き、以下の【個人情報の利用目的】に示す項目のために利用し、それ以外の目的に利用する場合は申込者または受験者の同意を得た上で行います。なお、下記統計資料等については、個人が特定できないよう加工した上での学会発表、パンフレット等において利用いたします。

【個人情報の利用目的】

①当試験の厳正公平かつ円滑な実施、評価・採点、業務運用、スコアレポート発行等のサービスの実施

②受験者の大学等の高等教育機関の受験に必要な範囲での当該大学等の高等教育機関への提供

③協会の事業に関する統計等資料の作成、分析

④協会が実施する英語教育や事業・サービスに関する情報の受験者への提供

⑤当試験に関するマーケティング活動やアンケート調査

⑥問い合わせ・相談への対応

⑦当試験に関連する教材等の情報のご案内
⑧英語に関する業務・セミナー等に関する情報提供
⑨当試験を厳正公平に実施するための不正行為等への対応
⑩第1号または前号に掲げる利用目的の達成に資するシステム等の開発及び運用

28.3 当試験申込者または受験者の個人情報は、業務運営に際し、必要最小限の範囲で委託先に委託することがあります。

28.4. 第2項第1号、第9号または第10号記載の利用目的の達成に必要な範囲内において第16条にかかげる方法により取得した個人データ（本規約において、「個人データ」とは、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したデータベース等を構成する個人情報をいいます）については、日本国内または外国（EEA加盟国等）にある同個人データを匿名加工情報に加工する者または同利用目的の達成に資するシステム等の開発または運用を行う者に対して提供することがあります。

28.5 申込時の住所・氏名宛に、協会よりTEAP、英検や英検S-Interviewに関する情報やサンプルテストの案内などを送付することがあります。

28.6 受験者の成績結果等の個人情報は、大学等の受験に必要な範囲において、当該大学等の依頼に基づき、協会から当該大学等へ提供されることがあります。この場合、本規約への同意をもって、当該個人情報を大学等へ提供することに同意したものとみなします。

28.7　協会は、申込者がクレジットカード決済を選択された場合に、協会が申込者から収集した以下の個人情報等を、カード発行会社が行う不正利用検知・防止の目的で、申込者が利用されたカード発行会社へ提供します。

氏名、電話番号、email アドレス、インターネット利用環境に関する情報等

申込者が利用されているカード発行会社が外国にある場合、これらの情報は当該発行会社が所属する国に移転される場合があります。協会では、申込者から収集した情報からは、ご利用のカード発行会社及び当該会社が所在する国を特定することができないため、以下の個人情報保護措置に関する情報を把握して、ご提供することはできません。

（1）提供先が所在する外国の名称
（2）当該国の個人情報保護制度に関する情報
（3）発行会社の個人情報保護の措置

なお、個人情報保護委員会のホームページ（https://www.ppc.go.jp/）では、各国における個人情報保護制度に関する情報について掲載されています。

29 知的財産権

29.1 英検S-Interviewに関する著作権等の一切の知的財産権は協会に帰属します。また、英検 S-Interviewは日本の著作権法およびその他関連して適用される法律などによって保護されています。

29.2 英検S-Interviewの受験に際して受験者に提供される資料（以下「関連資料」）の著作権は、協会に帰属し、これらの関連資料は日本の著作権法およびその他関連して適用される法律によって保護されています。

30 準拠法

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

31 管轄

英検S-Interviewの申し込みおよび受験に関連して訴訟の必要が発生した場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2025年3月17日　施行

公益財団法人　日本英語検定協会